**ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用機器の保有に関する調査票**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 事業所住所 | 〒 |
| 記入者 | 所属・役職 |
| 氏名 |
| 電話番号 |  |
| 記入年月日 | 平成　　　年　　　月　　　日 |
| 調査No. | (お手数ですが、封筒に記載のある６桁の調査番号をご記入ください) |

PCB含有電気機器等は、PCB特措法で定められた期限までに処理しなければなりません。

東京事業エリア（南関東　１都３県）の

**高濃度PCB廃棄物の処分期間**

・**PCB使用変圧器・コンデンサー等**

処分期間 　　：**平成34年3月31日**（特例処分期限日※1：平成35年3月31日）

・**PCB安定器等・汚染物**

処分期間 　　：**平成35年3月31日**（特例処分期限日※1：平成36年3月31日）

※1　特例処分期限日：「特例処分期限日までに処分することが確実な場合」であって、ＪＥＳＣＯとの契約書等があり、都道府県知事に届け出た場合のみ特例的に認められます。

**低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限 ：平成39年3月31日**

使用中の電気設備については、接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。また、調査にあたっては、**電気設備を管理している電気主任技術者（又は電気設備の管理を委託している会社）に必ずご相談ください**。

ご回答が無い場合、電話によりお問い合わせすることがあります。

以下の設問について、該当する答えに○印を付けてください。

**１．ＰＣＢ廃棄物特別措置法に基づき、神奈川県に対しPCB含有電気機器の保管状況について届出をされていますか。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．届出している | ２．届出していない | ３．不明※2 |

**２．使用を終えて保管している変圧器、コンデンサーに、PCB機器はありますか。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．PCB機器を保管している | ２．PCB機器は保管していない | ３．不明※2 |

**３．使用中の変圧器、コンデンサー等に、PCB機器はありますか。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．PCB機器を使用している | ２．PCB機器は使用していない | ３．不明※2 |

**４．使用を終えて保管しているPCB使用安定器がありますか。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．保管している | ２．保管していない | ３．不明※2 |

**５． PCBが含まれている安定器を使用していますか。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．使用している | ２．使用していない | 1. 不明※2 |

※2　現時点でご不明な場合でも、今後ご自身で調べていただき、ＰＣＢ含有電気機器等を所有していることが判明した際には、法による手続きや期限内での適切な処分が必要です。

【回答先】　　郵送：〒２３１－８５８８　横浜市中区日本大通１

　　　　　　　　　　　　　　神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課　適正処理Ｇ　行き

　　　　　　　　　　　FAX：０４５－２１０－８８４７

　　　　　　　　　　　Eメール：pcb.tyosa@pref.kanagawa.jp